

1 事業の概況

第1ブロック（千代田区、中央区、港区、新宿区）内の公園及び駅周辺等で路上生活をしている方々（以下「路上生活者」という。）の状況については、巡回相談事業及び各種調査により確認しているが、平成29年4月から、別途、居住支援事業・見守り支援事業（いずれもモデル事業）を開始することとなった。居住支援事業は、一人でも多くの方が路上生活から脱却できるようにするために、衣食住の提供のためのアパートを確保し、アパートでの安定した居住生活の維持のための支援を行うものである。また、見守り支援事業は、再び路上生活に戻らないようにするために、居住支援事業において居住生活の安定が確認できた後に、地域生活移行支援に繋げ、各区関係機関と連携しながら、見守り支援を続けるものである。

2 主要目標と取組

- (1) 路上生活者8人（枠組みは、千代田区1人、中央区1人、港区2人、新宿区3人、フリー1人）に対し、最長6か月間の居住支援事業（自立支援住宅（支援付き））を行う。利用者個々の福祉ニーズを把握し、問題解決を図り、利用者に相応しい福祉サービスの効果的な提供を行う。
- (2) 居住支援事業における生活状況の安定が確認できた方々に対し、地域生活移行支援としてアパート契約等以後の1年間の見守り支援事業を行う。
- (3) 地域生活移行後に福祉事務所等の関係機関と連携を取り、生活維持を図る。
- (4) 年間目標（対定員利用率）

事業（定員）	29年度目標
居住支援事業（8人）	16人（200%） 8人（6か月以内）×2
見守り支援事業（8人）	8人（100%） 8人×12ヶ月

3 管理運営

- (1) 日常の援助
 - ① 巡回相談事業（特別班）により利用者の福祉ニーズを把握し、必要な支援を提供する。
 - ② 支援調整会議等関係機関担当者との連携を取り、円滑な支援事業を展開する。
 - ③ 居住生活のための衣食住の提供、住民登録等各種手続についての支援を行う。
 - ④ 居住支援事業からのアパート転宅等の支援を行う。
 - ⑤ 他法施策を利用した支援を行う。
 - ⑥ 地域生活移行後の暮らしのための支援として、関係機関コーディネーターの役割を担う。
 - ⑦ 見守り支援事業として、24時間体制のサポート（電話連絡、訪問等）を実施する。
- (2) 諸行事
 - ①利用者懇談会の開催（年4回）
 - ②その他支援会の開催（年4回）
- (3) 関係機関会議

利用者支援のコーディネーターとして、必要に応じて福祉事務所をはじめとする保健所・他法施設等との関係機関会議の開催
- (4) その他
 - ①見守り支援事業における地域生活におけるトラブル対応
 - ②利用者の健康状態等必要に応じての障害者手帳取得、生活保護申請、介護認定等に関する支援
 - ③地域生活定着に向けての法律相談等の支援